

◎新潟県告示第984号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鬼伏(1)地区	糸魚川市大字鬼伏・鬼舞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中尾地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鬼伏(2)地区	糸魚川市大字鬼伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜木浦(1)地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜木浦(2)地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向田川地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
額の谷川-1地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
額の谷川-2地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
飛山川地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大谷田沢(1)地区	五泉市大谷	次の図のとおり	土石流
大谷田沢(2)地区	五泉市大谷	次の図のとおり	土石流
大谷川地区	五泉市大谷	次の図のとおり	土石流
草ヶ入沢(1)地区	五泉市馬下	次の図のとおり	土石流
草ヶ入沢(2)地区	五泉市馬下	次の図のとおり	土石流
田頭沢地区	五泉市馬下	次の図のとおり	土石流

加王寺沢地区	五泉市山崎	次の図のとおり	土石流
山崎(1)地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎(2)地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺谷地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新谷地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新谷(1)地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	土石流
山根沢地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

4 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八木向(2)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(3)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(4)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(5)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(6)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月川地区	三条市庭月	次の図のとおり	土石流
下貉沢地区	三条市庭月	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)